

(促進売渡1号)

受付番号：

記入例

農地中間管理機構特例事業譲受申出書(農地買受者用)

令和 年 月 日

(市町村農業委員会又は市町村経由)

(福島県農地中間管理機構)

公益財団法人福島県農業振興公社理事長 様

申込内容確認(押印)	
市町村	農業委員会

〒	966-0000
住所	喜多方市〇〇町××字△△4321番地
フリガナ	キタカタ ジロウ
氏名	喜多方 次郎 (印)
生年月日	昭和25年8月〇日
電話番号	0241-24-52××

下記の農用地等について譲受したいので、申し出ます。

☒ 別紙の個人情報の利用目的に同意する場合はレ点を付けてください。

1 譲受を希望する農用地等

認定農業者等の 状況	認定農業者 (有)・無
	認定新規就農者 有・無
	認定月日 令和7年1月〇日

番号	地域計画 区域名	所在地			地番	枝番	公簿 地目	現況 地目	公簿 面積 (㎡)	希望 単価 (円/10a)	農地 所有者 氏 名	備考
		市町村	大字	字								
	〇〇	喜多方市	〇〇町 ××	村西	1	1	田	田	100	700,000	喜多方 太郎	
	〃	〃	〃	〃	2		〃	〃	100	700,000	喜多方 太郎	
	〃	〃	〃	村東	1		畑	畑	100	500,000	喜多方 太郎	
		合 計		3筆					300			

2 確認事項(※該当欄□に、✓を記入する)

☒ 別紙の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等については、Ⅰ、Ⅱともに、違反及び該当はありません。

☐ Ⅰに違反があります。

(違反、該当がある場合は下欄にも記載する。)

☐ Ⅱに該当があります。

〔 時期:

内容:

理由:

〕

利 用 目 的

当社は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づき、あなたの個人情報について下記の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。 また、この範囲を超えた取扱いはいたしません。

記

1 当社の農地中間管理機構特例事業等の業務

- (1) 農用地等の売買の契約
- (2) 農用地等の売渡信託の引受け
- (3) 農地所有適格法人への農用地等の現物出資
- (4) その他当社が法令等により行うことができる業務及びこれらに付随する業務

2 当社における利用目的

- (1) 1の業務に係る土地の所在と権利関係を確認するため
- (2) 1の業務に係る審査と判断に利用するため
- (3) 1の業務に関する実績の管理、統計、分析など業務の参考となる資料の作成のため
- (4) 本人であることの確認のため
- (5) 登記手続きに必要な書類の収集、確認、作成のため
- (6) 主務省及び監督官庁への報告など適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供のため
- (7) 売買代金等の決裁、精算又は土地取得資金の融資のために必要な範囲での金融機関等への提供のため
- (8) 各種証明書、請求書、領収書、口座振替案内等のご案内や各種情報の提供のため
- (9) 契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- (10) その他、取引を適切かつ円滑に履行するため

3 当社以外の利用目的

- (1) 1の業務に係る市町村等における農用地利用集積等促進計画の作成等のため
- (2) 1の業務に係る市町村等による書類の作成、売買代金精算等の業務のため

農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

I 農地法その他の農業に関する法令

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)
 - ①第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)
 - ②第4条(農地の転用の制限)
 - ③第5条(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限)
 - ④第42条(措置命令)
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
 - ①第15条の2(農用地区域内における開発行為の制限)
 - ②第15条の3(監督処分)
- (3) 種苗法(平成10年法律第83号)
第20条及び第25条(育成者権又は専利用権の侵害)
- (4) 農薬取締法(昭和23年法律第82号)
第24条(使用の禁止)

II 過去に権利取得後の農地等を耕作又は養畜の事業に供することなく、取得後3年以内に他者に譲渡し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は農地以外のものにする行為を行ったかの有無等

(留意事項)

- a) Iの(1)①については、偽りその他不正の手段により、許可を受けたものも含まれます。
- b) Iの(1)②及び③については、農地法第51条第1項第2号から第4号に該当するものも含まれます。
- c) Iの(1)及びIIについては、申告の日から起算して過去3年分の状況等を記載してください。
なお、Iの(1)については、違反状態が是正されたものを除きます。
- d) Iの(2)、(3)及び(4)については、申告の日現在の状況を記載してください。
- e) Iについて違反がある場合は買受を行うことができませんので、違反項目の是正を行った後、再度買受申込を行ってください。